

○山梨県警察電話詐欺対策室設置要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 1 2 日 〕
〔 例規甲（生企犯）第 5 3 号 〕

第 1 設置

電話詐欺に対する先制的な抑止・検挙対策を強力に推進するためには、県警察の態勢を強化し、予兆電話情報を含め被害の状況を迅速・的確に把握するとともに、先制的な予防活動と捜査活動を一元的に推進していくことが重要である。そのため、電話詐欺対策に係る司令塔を明確にし、関係部門が連携するとともに効果的な対策を推進し、県警察の総合力を発揮するため、山梨県警察電話詐欺対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

第 2 対策室の構成及び任務

- 1 対策室は、室長、副室長、室長補佐及び室員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

室長 生活安全部参事官（生活安全企画課長）

副室長 刑事部参事官（刑事企画課長）

室長補佐 生活安全部調査官

室員 総務室総務課長

警務部情報管理課長

生活安全部地域課長

生活安全部少年・女性安全対策課長

生活安全部生活安全捜査課長

生活安全部通信指令課長

刑事部捜査第一課長

刑事部捜査第二課長

刑事部組織犯罪対策課長

交通部交通企画課長

交通部運転免許課長

- 2 室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

- 3 対策室の任務

対策室は、次に掲げる任務に当たるものとする。

ア 情報の集約等

(ア) 電話詐欺に関する情報の一元的な集約

(イ) 情報の分析

(ウ) 各部門間で必要な情報の共有と周知が必要な事項の連絡

イ 対策の推進

(ア) 電話詐欺対策の企画・立案

(イ) だまされた振り作戦への指導・支援

(ウ) 分析による検挙対策

ウ 情報発信の推進

(ア) 手口等に応じたきめ細やかな情報の発信

(イ) 関係機関・団体に対する速やかな情報の発信

エ 警察署における施策の推進についての指導及び調整

第3 庶務

対策室の庶務は、生活安全部生活安全企画課及び刑事部組織犯罪対策課において共同して処理する。